

一管区水路通報第 3 7 号

令和 8 年 1 0 月 2 日

第一管区海上保安本部

第 5 8 1 項	北海道南岸	函館港	救難訓練
第 5 8 2 項	北海道南岸	恵山岬東南東方	武器発射試験
第 5 8 3 項	北海道南岸	室蘭港付近	えい航訓練等
第 5 8 4 項	北海道南岸	苫小牧港	花火打上げ
第 5 8 5 項	北海道南岸	苫小牧港南方	魚礁設置作業
第 5 8 6 項	北海道南岸	浦河港	灯台移設 (位置変更)
第 5 8 7 項	北海道南岸	浦河港	灯撤去
第 5 8 8 項	北海道南岸	えりも港	突堤点検作業
第 5 8 9 項	北海道南岸	襟裳岬西北西方	射撃訓練
第 5 9 0 項	北海道南岸	釧路港南南東方	射撃訓練等
第 5 9 1 項	北海道南岸	釧路港南南東方	射撃訓練
第 5 9 2 項	北海道南岸	厚岸港	観測機器設置等作業
第 5 9 3 項	北海道南岸	厚岸港	掘下げ作業
第 5 9 4 項	北海道東岸	羅臼港南方	魚礁設置作業
第 5 9 5 項	北海道北岸	網走港	灯台光達距離変更 (予告)
第 5 9 6 項	北海道西岸	羽幌港	掘下げ作業
第 5 9 7 項	北海道西岸	増毛港及び付近	小型船舶操縦訓練
第 5 9 8 項	本州東岸	尻屋埼東方	射撃訓練
第 5 9 9 項	本州北西岸	龍飛埼西南西方	射撃訓練
第 6 0 0 項	北海道周辺		船舶通航信号所一時業務休止
第 6 0 1 項	北海道周辺		船舶通航信号所一時業務休止
第 6 0 2 項	北海道周辺		船舶気象通報一時業務休止

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先

第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町 5 番 2 号 小樽地方合同庁舎 (5階)

TEL (0134) 27-0118 (内線 2515) FAX (0134) 27-6190

- 船舶交通安全のための情報提供について
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

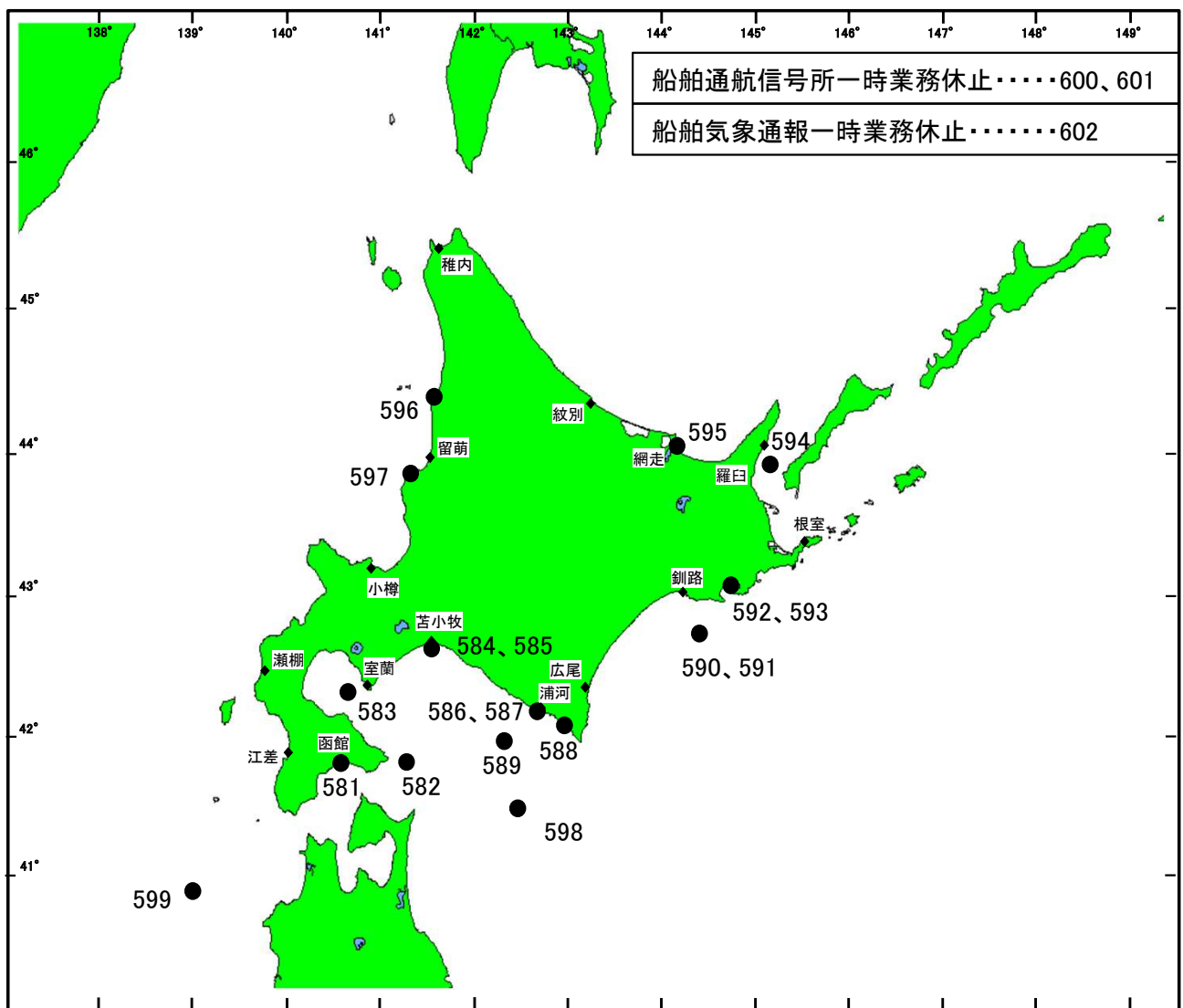
※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

注 意

水路通報及び航行警報は、専ら航海の安全に必要な情報を提供するものであり、各国が発布した諸法規及び宣言等を承認するものではありません。

索引図



※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

8年581項 北海道南岸 — 函館港、第2区～第6区 救難訓練

下記区域で、回転翼航空機による救難訓練が実施される。

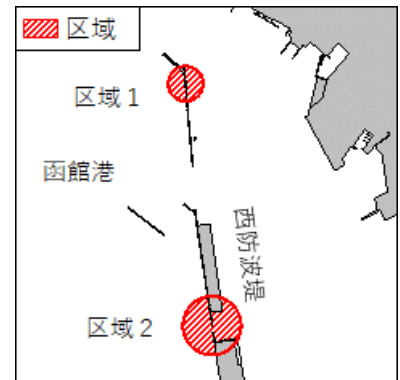
期 間 令和8年10月3日、6日～9日、15日、19日、20日、26日、27日、29日、31日
1045～1145、1400～1630

区 域 1 41-48-15.7N 140-41-56.3E
を中心とする半径150mの円内
2 41-47-08.9N 140-42-06.1E
を中心とする半径250mの円内

備 考 吊り上げ訓練を行う

海 図 W 6

出 所 函館航空基地



8年582項 北海道南岸 — 恵山岬東南東方 武器発射試験

下記区域で、巡視艇による武器発射試験が実施される。

期 間 令和8年10月15日（予備日16日）0800～2400

区 域 41-43.0N 141-29.4E
を中心とする半径5海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗掲揚
警戒船配備

海 図 W 1 0

出 所 第一管区海上保安本部



8年583項 北海道南岸 — 室蘭港付近 えい航訓練等

下記区域で、巡視艇等によるえい航訓練及び救難訓練が実施される。

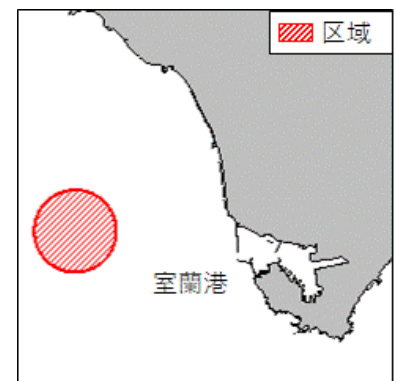
期 間 令和8年10月5日～8日のうち1日 1330～1630

区 域 42-22.0N 140-47.0E
を中心とする半径1.5海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「UY」旗掲揚及び紅色閃光灯点灯

海 図 W 1 7

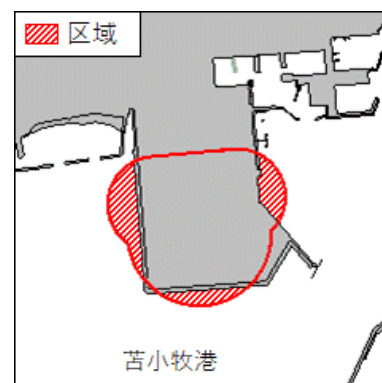
出 所 室蘭海上保安部



8年584項 北海道南岸 ー 苫小牧港、第2区及び第3区 花火打上げ

図に示す区域で、花火の打上げが実施される。

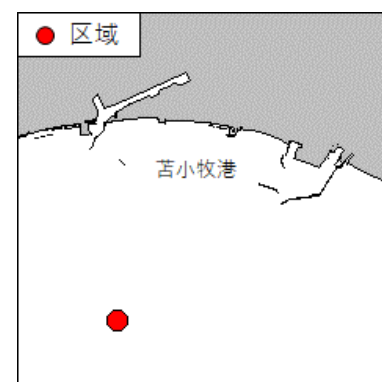
期 間 令和8年10月10日（予備日 11日）1800～1900
備 考 警戒船3隻配備
区域を灯付浮標（白色、毎4秒に1せん光）で標示
海 図 W1033A
出 所 苫小牧港長



8年585項 北海道南岸 ー 苫小牧港南方 魚礁設置作業

下記区域で、作業船による魚礁設置作業が実施される。

期 間 令和8年10月8日～11月20日 日出～日没
区 域 下記地点付近
42-30-40N 141-38-26E
備 考 六角柱型魚礁2段（高さ 約1.6m、212基）を設置
作業区域は、赤旗及び灯付浮標（黄色、毎4秒に1せん光）で標示
海 図 W1034
出 所 苫小牧海上保安署

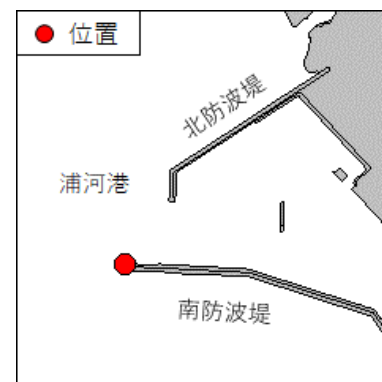


8年586項 北海道南岸 ー 浦河港 灯台移設(位置変更)

一管区水路通報8年36号560項削除

下記灯台は移設された。

灯台名称 浦河港南防波堤灯台
位 置 （移設前）42-09-53.0N 142-45-28.0E
（移設後）42-09-53.6N 142-45-20.5E
海 図 W30（浦河港）
参照書誌 411 0112番
出 所 室蘭海上保安部



8年587項 北海道南岸 ー 浦河港 灯撤去

下記位置の黄色灯は撤去された。

位 置 42-09-53.6N 142-45-20.3E (Ylt)
海 図 W30（浦河港）
出 所 室蘭海上保安部



8年588項 北海道南岸 — えりも港 突堤点検作業

下記区域で、作業船及び潜水士による突堤の点検作業が実施される。

期 間 令和8年10月5日～16日（予備日 10月17日～11月30日） 日出～日没

区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 42-00-54.0N 143-08-43.0E

(2) 42-00-55.2N 143-08-39.1E

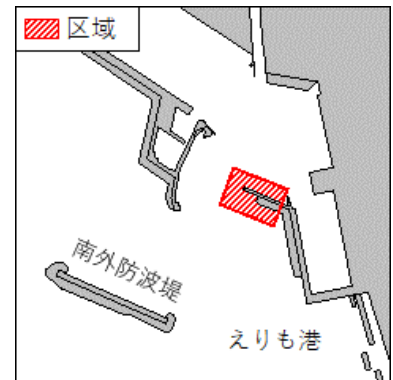
(3) 42-00-57.2N 143-08-40.1E

(4) 42-00-56.0N 143-08-44.0E

備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W30（えりも港）

出 所 室蘭海上保安部



8年589項 北海道南岸 — 襟裳岬西北西方 射撃訓練

下記区域で、巡視艇による射撃訓練が実施される。

期 間 令和8年10月14日（予備日 15日） 0900～2400

区 域 42-02.0N 142-33.0E

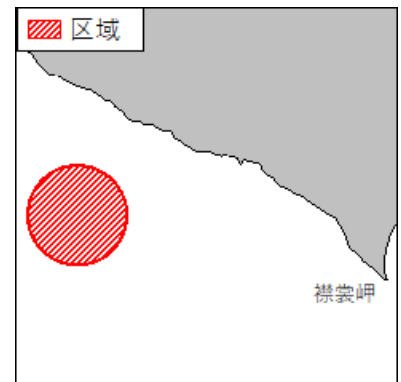
を中心とする半径5海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗掲揚

夜間紅色閃光灯点灯

海 図 W1030

出 所 室蘭海上保安部



8年590項 北海道南岸 — 釧路港南南東方 射撃訓練等

下記区域で、巡視船による射撃訓練及び照明弾発射訓練が実施される。

期 間 令和8年10月6日（予備日 7日） 0830～2400

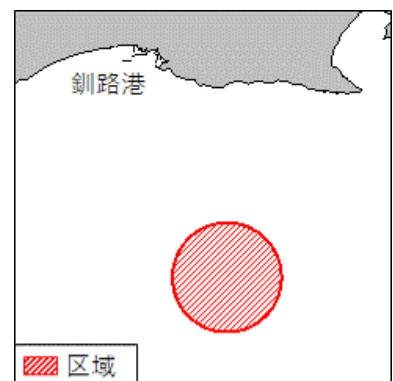
区 域 42-39.1N 144-30.4E

を中心とする半径5海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」「UY」旗掲揚及び紅色閃光灯点灯

海 図 W26-W1032

出 所 釧路海上保安部



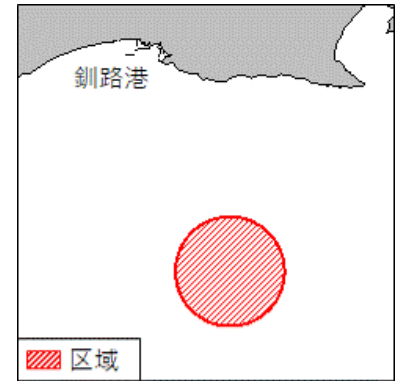
8年591項 北海道南岸 — 釧路港南南東方 射撃訓練
下記区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。

期 間 令和8年10月20日（予備日 21日） 0830～2400

区 域 42-39.1N 144-30.4E
を中心とする半径5海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」「UY」旗掲揚及び紅色閃光灯点灯
海 図 W26-W1032

出 所 釧路海上保安部



8年592項 北海道南岸 — 厚岸港 観測機器設置等作業
下記区域で、作業船及び潜水士による観測機器設置及び撤去作業が実施される。

期 間 令和8年10月13日～20日のうち連続4日間

区 域 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 43-03-05.0N 144-50-39.5E (岸線上)

(2) 43-03-13.3N 144-50-09.9E

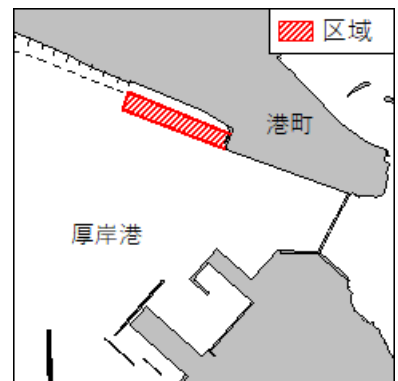
(3) 43-03-17.0N 144-50-11.5E

(4) 43-03-08.1N 144-50-41.1E (岸線上)

備 考 区域内に、観測機器を2基設置
潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚
観測機器の設置後、4日間観測を実施し撤去する
夜間、観測機器は標識灯（白色、毎2秒に1せん光）で標示

海 図 W36（分図「厚岸港」）

出 所 釧路海上保安部



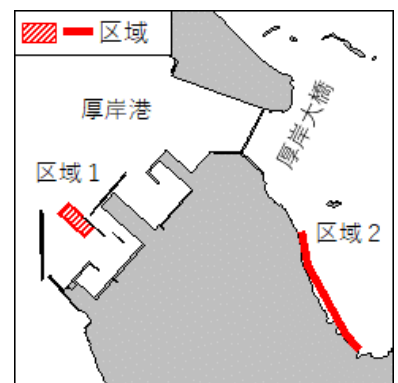
8年593項 北海道南岸 — 厚岸港 掘下げ作業
図に示す区域で、作業船による掘下げ作業が実施されている。

期 間 令和9年3月5日まで 日出～日没

備 考 作業区域1を灯付浮標（黄色、毎4秒に1せん光）6基で標示

海 図 W36-W36（分図「厚岸港」）

出 所 釧路海上保安部



8年594項 北海道東岸 — 羅臼港南方 魚礁設置作業
下記区域で、作業船による魚礁設置作業が実施される。

期 間 令和8年10月26日～令和9年2月10日 日出～日没

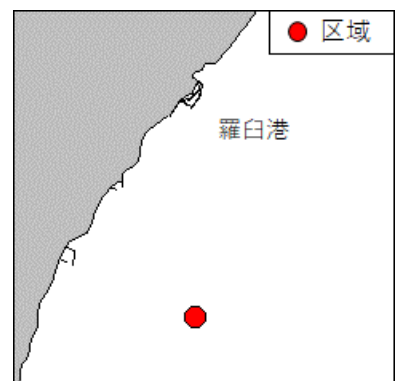
区 域 下記地点付近

43-56.5N 145-12.1E

備 考 囲い礁（高さ3.0m、214基）を設置
作業区域を浮標で標示

海 図 W42

出 所 羅臼海上保安署



8年595項 北海道北岸 ― 網走港 灯台光達距離変更（予告）

下記灯台は光達距離が変更される。

変更予定日 令和8年10月20日

灯台名称 網走港島防波堤北灯台

位 置 44-00-46N 144-17-47E

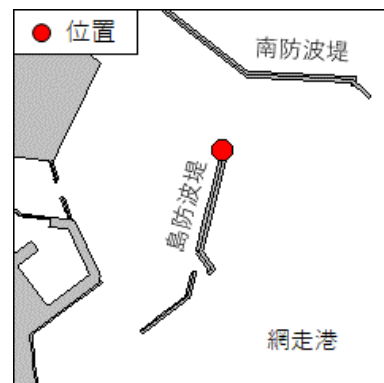
光達距離 (変更前) 4 海里

(変更後) 5 海里

海 図 W 2 9 (網走港)

参照書誌 4 1 1 0 4 0 3 . 8 7 番

出 所 第一管区海上保安本部



8年596項 北海道西岸 ― 羽幌港 掘下げ作業

図に示す区域で、作業船による掘下げ作業が実施される。

期 間 令和8年10月26日～12月16日 日出～日没

備 考 警戒船配備

作業区域を旗付浮標で標示

海 図 W 4 0 A (羽幌港)

出 所 留萌海上保安部



8年597項 北海道西岸 ― 増毛港及び付近 小型船舶操縦訓練

下記区域で、小型船舶操縦訓練が実施されている。

期 間 令和8年10月4日まで 0700～1700 又は日没

区 域 下記5地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 43-52-16.2N 141-32-23.2E

(2) 43-52-16.2N 141-32-50.1E

(3) 43-51-47.0N 141-32-50.1E

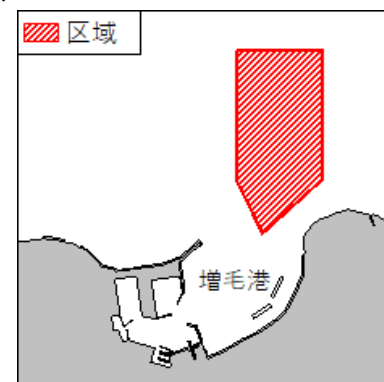
(4) 43-51-34.9N 141-32-31.4E

(5) 43-51-47.0N 141-32-23.2E

備 考 訓練中、区域内に浮標3基設置

海 図 W 4 0 A (増毛港)－W 1 0 4 5

出 所 留萌海上保安部



8年598項 本州東岸 ― 尻屋埼東方 射撃訓練

下記区域で、航空機による水上射撃訓練が実施される。

期 間 令和8年10月13日、14日（予備日 15日、16日） 0800～1800

区 域 41-20-10N 142-29-47E

を中心とする半径15海里的の円内

海 図 W 4 3

出 所 防衛省防衛政策局



8年599項 本州北西岸 — 龍飛埼西南西方 射撃訓練

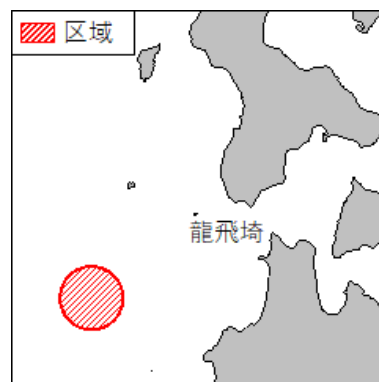
下記区域で、航空機による水上射撃訓練が実施される。

期 間 令和8年10月13日、14日（予備日 15日、16日） 0800～1800

区 域 40-55-09N 139-04-48E
を中心とする半径10海里の円内

海 図 W43

出 所 防衛省防衛政策局



8年600項 北海道周辺 船舶通航信号所一時業務休止

小樽船舶通航信号所及び小樽 AIS 信号所における情報提供が一時休止される。

期 間 令和8年10月7日 1100～1300（回線切替時に1分以内の回線断が2回発生）

海 岸 局 紋別山送受信所（識別番号 004310119）

参照書誌 411 8101. 1番

出 所 第一管区海上保安本部

8年601項 北海道周辺 船舶通航信号所一時業務休止

小樽船舶通航信号所及び小樽 AIS 信号所における情報提供が一時休止される。

期 間 令和8年10月9日 1400～1600（回線切替時に1分以内の回線断が2回発生）

海 岸 局 上厚内送受信所（識別番号 004310113）

参照書誌 411 8101. 1番

出 所 第一管区海上保安本部

8年602項 北海道周辺 船舶気象通報一時業務休止

下記灯台で観測した気象通報の提供が一時休止される。

休止期間 令和8年10月20日（予備日 21日、22日）

休止情報 能取岬灯台で観測する「風向、風速」

提供方法 海上保安庁沿岸域情報提供システム（電子メール）

第一管区海上保安本部沿岸域情報提供システム（インターネット・ホームページ、電話）

稚内、紋別沿岸域情報提供システム（インターネット・ホームページ）

小樽船舶通航信号所（AIS）

参照書誌 411 8101. 1番

出 所 第一管区海上保安本部